2　毒物劇物関係施設数および監視指導数

令和2年4月1日～令和3年3月31日

事項＼業種	福井			坂井			奥越			丹南			二州			若狭		
	登録・届出・許可施設数	立入検査施行施設数	違反発見施設数	登録・届出・許可施設数	立入検査施行施設数	違反発見施設数	登録・届出・許可施設数	立入検査施行施設数	違反発見施設数	登録・届出・許可施設数	立入検査施行施設数	違反発見施設数	登録・届出・許可施設数	立入検査施行施設数	違反発見施設数	登録・届出・許可施設数	立入検査施行施設数	違反発見施設数
製造業	14	3		10	7					16	4		2	1		2		
輸入業	3												1					
一般販売業	4	1		32	5		17	15		71	6		43	20		17	2	
農業用品目販売業	1			18			20			39	4		11	1		10	1	
特定品目販売業				1			3			2			2			1		
電気めっき事業				1						12								
金属熱処理事業																		
毒物劇物運送事業	1			2						2			1					
しろあり防除事業																		
法第22条第5項の者														28				
合計	23	4	0	64	12	0	40	15	0	142	14	0	60	50	0	30	3	0
特定毒物研究者	7									2				1				

（注）製造業、輸入業は、大臣登録および知事登録を含む。